

資料 2

社会教育法、久喜市社会教育委員条例・規則一部抜粋資料

社会教育法

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

資料 2

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

資料 2

久喜市社会教育委員条例

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、久喜市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員の定数は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。

3 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

資料 2

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久喜市社会教育委員に関する規則

第 1 条 この規則は、久喜市社会教育委員条例(平成 22 年久喜市条例第 96 号)第 4 条の規定に基づき、久喜市社会教育委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 委員の会議は、久喜市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が招集する。

2 会議は、教育長が必要と認めたとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求のあった場合に、開くものとする。

第 3 条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長及び副委員長の任期は、2 年とする。ただし、再選されることができる。

資料 2

3 委員長は、会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

第4条 委員に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

第5条 この規則に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育長が定める。